

衆議院内閣委員会ニュース

平成 25. 4. 11 第 183 回国会第 7 号

4 月 11 日（木）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出第 3 号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 4 号）

内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 5 号）

地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出第 7 号）

- ・総務委員会、財務金融委員会及び厚生労働委員会と連合審査会を開会することに協議決定しました。
- ・新藤総務大臣、山本国務大臣、甘利国務大臣、政府参考人及び裁判官弾劾裁判所事務局当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

福田 昭 夫君（民主）

- ・国連開発計画（UNDP）の指標による我が国の財政余裕度に関する甘利国務大臣の評価について伺いたい。
- ・国際公約として政府が財政健全化の目標としている 2015 年までにプライマリー・バランスの赤字を 2010 年の水準から半減し、2020 年までに黒字化する目標について甘利国務大臣の見解を伺いたい。
- ・インフレ期とデフレ期とでは、求められる経済対策は真逆になるという藤井内閣官房参与の考え方についての甘利国務大臣の見解を伺いたい。

津 村 啓 介君（民主）

- ・住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）の初期費用及び年間の運用経費並びに国と地方の費用負担の割合について伺いたい。
- ・住基ネットの費用対効果について住民サイド、行政サイドそれぞれにおける当初の見積もり及び直近の試算について伺いたい。
- ・番号制度の導入に伴う初期費用及び年間の運営費用並びに国と地方の費用負担の割合について伺いたい。
- ・番号制度の導入による費用対効果を国会に数値として示すことについての甘利国務大臣の見解を伺いたい。

中 丸 啓 君（維新）

- ・個人情報保護法に基づく個人情報の保護に関するガイドラインと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に規定する「特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針」との整合性をどのように確保していくのか。

- ・個人番号利用事務等の再委託を受けた者が情報漏えい等を起こした場合の責任は誰が負うことになるのか。また、再々委託に対してはどのように考えているのか。
- ・内閣情報通信政策監の任期は、政権が変わっても最低 3 年は続けられるように法制化すべきではないか。

西 野 弘 一君（維新）

- ・グリーンカードなど、我が国においては 40 年くらい前から番号制度の導入の議論があった。なぜこれまで番号制度を導入することができなかったのか。
- ・個人番号の利用範囲について、様々な分野に活用できるよう拡大すべきではないか。利用範囲の拡大について附則に規定する期間を待たずに早急に検討を始めるべきであると考えますが、甘利国務大臣の見解を伺いたい。
- ・これまで、各省庁はそれぞれ別々に情報システムを構築してきている。これは無駄であるだけでなく、サイバー攻撃に対し脆弱なシステムとなるので、集約していく必要があるのではないか。

大 熊 利 昭君（みんな）

- ・番号制度の導入の基本理念である行政運営の効率化を図るために、歳入庁を設置すべきと考えるが甘利国務大臣の見解を伺いたい。
- ・給付付き税額控除の導入を想定して、今般の番号法案の情報連携関連の規定部分に、地方税のみでなく国税部分も盛り込むべき必要があると考えるが、甘利国務大臣の見解を伺いたい。
- ・番号制度における情報システムの整合性のために、内閣情報通信政策監の権限の及ぶ範囲を地方公共団体情報システム機構にまで強化、拡大させる必要があるのでは

ないか。